

愛知県福祉サービス第三評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：瀬戸市立南保育園	種別：保育所	
代表者氏名：松原富久美	定員（利用人数）：130名（118名）	
所在地：愛知県瀬戸市原山町1番地の13		
TEL：0561-82-2900		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日 平成23年 9月30日		
経営法人・設置主体（法人名等）：瀬戸市		
職員数	常勤職員：11名	
専門職員	(園長) 1名	(調理員) 4名
	(保育士) 26名	(用務員) 2名
	(看護師) 1名	() 名
施設・設備の概要	(居室数) 6室	(設備等) 遊戯室・給食室
		プール・保育準備室・乳児園庭
		幼児園庭・未就園用空き部屋

③理念・基本方針

★理念

こどもひとりひとりを大切にし、保護者の気持ちにより添い、笑顔に満ちあふれた、地域に開かれた保育所を目指します。

★基本方針

- ◎安心して預けることができる保育園作りをする
- ◎子育て支援の充実
- ◎のぞみ学園との交流保育
- ◎次世代育成に向けての保育園と学校との連携に努める

④施設・事業所の特徴的な取組

①命の大切さを実感し、自己肯定感を育む活動

- ・0歳児～5歳児までの「命の学習年間計画」を作成して実践
- ・年長児”命の学習会”の取り組み(保護者も巻き込んだ活動)

②食を営む力を培う食育の取り組み

畑作りから始める身近な野菜の栽培・収穫・料理体験(年長児)。その他給食レシピ & 食育だよりの配布、食育ボード活用、食育絵本の読み聞かせ等を実践

③粘土教室の開催

瀬戸市の地場産業「陶器作り」に興味関心を持たせることを目的とし、地域の陶芸家を講師に招き、3歳以上児クラスが年3回実施

④統合保育の充実をめざした児童発達支援センターのぞみ学園との交流保育

⑤子育て支援の充実

- ・保育アドバイザーが常駐(週4日)し、子育て相談を実施
- ・空き部屋を開放し、遊び場・子育て相談の場として提供
- ・未就園親子が気軽に利用できる園庭の開放(保育園児との交流の場に繋がっている。)

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	平成30年 7月 1日(契約日) ~ 平成30年12月10日(評価結果確定日)
受審回数 (前回の受審時期)	0回 (平成 年度)

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆「チーム南」としてのまとめ

当園は昭和22年4月の開設であり、70年余りの歴史を有する。現在の瀬戸市原山町に移転したのは昭和51年4月で42年経過している。敷地面積は約16,700㎡あり、広々とした屋外遊戯場(園庭)は2,500㎡ある。園は野生動物が頻繁に出没する等、豊かな自然に囲まれている。この長い歴史もあって知名度も高く、園に対する地域理解も十分である。園児の歓声にも周辺住民は理解を示し、子どもは何一つ気兼ねすることなく生活している。そのような環境下であっても、園長は驕り高ぶることなく、保育理念に「こどもひとりひとりを大切にし、保護者の気持ちにより添い、笑顔に満ちあふれた、地域に開かれた保育所を目指します」を掲げ、職員一人ひとりの保育理念の具現化に熱意を傾けている。職員のチームワークもよく、園長の期待に応えている。園長からは、「チーム南としてやって行く！」との信念が何度も発せられた。地域の支援を受け、「チーム南」が躍動している。

◆自己肯定観を育む「命の学習」

「命の学習」を、継続的に小学校や保護者とともにやっている。実践として、自分が生まれた時の人形作りや保護者から毎月届くラブレター等がある。食育も、「命の学習」につながる取り組みとして位置づけ、園内の畑での野菜栽培や発泡スチロールの箱を使ったお米作り等を通して、子どもたちの食への興味や関心を高め、命や生きることの大切さを教えている。「命の学習」は、子ども達の自己肯定感を育む実践となっている。

◆小学校等との連携～地域愛の醸成

市主催のインターン研修として、園の職員と小学校の教師が2年間グループワークを行っている。また、「命の学習」が継続的に実施されており、小学校との連携の下に取り組みが進んでいる。さらに年度末には、保育園、小学校、中学校の職員がそれぞれの取り組みを発表し、子どもの成長を確認しあう機会がある。このような連携体制が構築されていることによって、子どもたちは継続して地域の産業である陶芸に触れる機会を持ち、地域愛を育てている。

◇改善を求められる点

◆電子媒体の活用を

インターネットやスマートフォンが日常生活に普及している現状、未就園児保護者の保育園選択の利便性を考慮して、市と協議のうえホームページの開設を期待したい。同時に保育事務作業の軽減とタイムリーな情報伝達を考慮して、電子媒体の活用を期待したい。

◆園独自のマニュアル作成

園に備えられているマニュアルのうちのいくつかは、県が作成したものであった。園にマッチしない部分は読み替えを行ったりして対応している。それゆえ県のマニュアルを使用することによる実害が出ている訳ではないが、きめ細かな保育の標準化や適切性、継続性を考えると、園独自のマニュアルを作成し、職員全員が「チーム南」としての誇りと自信をもって保育に専念することを望みたい。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

初めて第三者評価を受審したことにより、全職員（正規、臨時、保育士、調理員、看護師等）が共通の課題に向かって取り組み、職員の結束力が強まったと感じる。

取り組みの中で、一人ひとりの職員が理念に沿って考え、改善点を出し、自分の意見を主張する姿が見られ、園全体に活気が出てきた。同時に“気づき”をいただく良い機会となった。

今後は、全職員で「気づき、問題提起、検討、改善への努力」というスタンスで仕事に組み、園の独自性、強みを活かした園作りをすすめていく。そのために、職員の共通意識が高められるよう、独自のマニュアル作成にも取り組んでいきたい。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別添)

評価項目(細目)の評価結果(保育福祉施設)

※すべての評価細目(65項目)について、判断基準(の3段階)に基づいた評価結果を表示する。

評価対象 I 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-①	理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保 1 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
運営の拠り所となる保育理念として「こどもひとりひとりを大切に、保護者の気持ちにより添い、笑顔に溢れた、地域に開かれた保育所を目指す」を掲げ、職員室、保育室に掲示している。園長は、理念の意味を職員一人ひとりがどのように理解をしているか見極めるため、クラス毎の発表会を企画している。家族アンケートの結果でも、90%以上の家族が肯定した回答をしており、理念の周知度が理解できる。「チーム南」として、一致団結した園運営への強い意志が表れていた。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-①	事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保 2 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
市立の保育園との意識があることが、かえって「事業経営」の観点が増えることは否めない。しかし、保育ニーズの把握や保育コストの分析等は行っている。更に園長は、各機関との連携を図って福祉計画の分析に努める意欲を示していた。「事業環境」と言う設問自体は広範囲に亘るが、園長自身が経営者としての視点で、身近な課題を考えることを期待したい。		
I-2-(1)-②	経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保 3 a ・ (b) ・ c
評価機関のコメント		
自己評価に、「公立保育園では、経営課題や数値目標」への取り組みは難しいとある。但し、園の課題として①人事異動に伴う保育の継続性維持、②保育アドバイザー職員の継続、③保護者参加の行事の見直し、等を明確にしている。これらは経営課題であり、課題解決に向けて取り組むことを期待する。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-①	中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保 4 (a) ・ b ・ c
評価機関のコメント		
2017年3月に「第6次瀬戸市総合計画」が開示されている。向こう10年間の計画、施策が述べられているもので、正規職員は全員説明会に出席している。園では「子育て世代のニーズ」を読み解き、3ヶ年の計画を作成して市・保育課へ提出している。市主導とは言え、市の総合計画を職員全員が理解し、中・長期計画を策定していることは評価したい。		

I-3-(1)-②	中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保 5	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保3」で策定した中・長期計画に基づき、単年度計画を策定している。単年度計画の様式は園長会で決めたもので、保育体制、職員体制、子育て支援、給食関係等の項目別に、一年間に展開した計画を策定している。更に園の「展望をテーマ」に計画を策定している。計画は正規職員へは説明をしている。パート職員(臨時保育士)にはいつでも確認出来る状態にしてあり、確認をした証として署名をしている。			
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
I-3-(2)-①	事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保 6	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
事業計画については、毎年職員(正規職員)会議で説明して見直しをしている。パート職員(臨時保育士)へは毎月の指導計画の説明後に説明し、意見を書面で出してもらう機会を設けている。主任保育士はそれを収集している。園長は「チーム南」を標榜しており、正規職員、パート職員の分け隔てなく園の計画を説明したい考えを持っている。実現に向けての一工夫を期待したい。			
I-3-(2)-②	事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保 7	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
「保4」「保5」で述べた事業計画は、保護者へは開示していないのが実情である。しかし乍ら、家族アンケートの結果は85%が「説明があった」と回答している。左記については、新年度当初の保護者会総会、保育参観、誕生会等で説明をしている「年間行事計画」を指していると理解出来る。保護者への周知については、新年度保護者総会に於いて、保育理念と共に事業計画の要約をスライド等を用いて説明することを期待したい。			

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
I-4-(1)-①	保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保 8	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
園長は、「保育の質の向上」は職員一人ひとりが「保育理念」を深く理解することにより、継続的な保育の質の向上に繋がると確信している。職員一人ひとりの立場で、理念のアウトプットを進めつつある。職員の実践の場面を評価しながら指導をし、PDCAサイクルの好循環を目指している。まずは職員に、PDCAサイクル手法を説明して実践につなげることを期待したい。			
I-4-(1)-②	評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保 9	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
毎年行う運動会(10月)、幼児保育参観(5月、2月)後には、必ず保護者アンケートを実施している。アンケート結果については、指摘事項を真摯に受け止めて個別に回答している。また、全保護者に対し、お礼状を添えてアンケート結果の報告書を送付している。今後は運動会、保育参観に限らず、行事企画書(仮称)や行事反省と成果(仮称)の形で記録を残し、改善につなげることを期待する。			

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
Ⅱ-1-(1)-①	施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	保 10	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
園運営に関する全項目について役割、場面、手順等を事細かく明文化した「綴り」を作成している。毎年3月末と4月初旬に全職員へ説明して配付しており、中途採用の職員へも同様にしている。「綴り」にタイトルがなかったので「文書」や「記録」には、「識別を可能にする」必要性がある。その条件を満たすためにもタイトルを付し、職員共有の呼称を付けることを検討願いたい。また、「チーム南」の結束力を高める意味合いからも、「綴り」に職員名を書いて渡すことを検討願いたい。			
Ⅱ-1-(1)-②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保 11	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「児童福祉法」や「個人情報保護法」、「労働基準法」、「食品衛生管理法」等、保育園を運営する上での最低限の法令は理解して遵守している。法令の改正については、市・保育課から通知が来る。法令改正の研修案内は届くが、園運営の都合で出席が難しいのが実情である。課題解決に向けて、市・保育課へ個別研修の申し入れをすることを期待したい。			
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。			
Ⅱ-1-(2)-①	保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	保 12	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「保8」で述べた通り、園長は「保育の質の向上」は職員一人ひとりが「保育理念」を深く理解することで継続的な保育の質の向上に繋がると確信している。従って、行事は保育理念の具現化であることを説明し、結果から課題を提起し、職員一人ひとりが課題解決に向けた発表を行うサイクルを定着させつつある。更に園長自ら現場に入り、職員と共通の理解をすることを期待する。			
Ⅱ-1-(2)-②	経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	保 13	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
常に職務内容の見直しや改善に努めている。職場環境は危機管理の視点で注意を払っている。職員の体制(質と量)は充足しているか、いないかを注意している。何れも園単独で解決は難しく、市・保育課へ繰り返し意見を具申している。結果、野生動物防護柵の設置、園庭の整備、職員採用面談立会い等の成果に結びつけている。日常の事務作業軽減に向け、電子化への取り組みも検討している。			

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
Ⅱ-2-(1)-①	必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保 14	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
人材の採用は市・人事室が全てを行っている。毎年4月に市役所のホールで採用説明会を実施している。職員の補充が必要な場合は、市の広報誌で募集するが、保育園別の掲載ではない。従って、園独自の採用活動は行っていない。市・人事室と協議のうえ、園の施設に募集広告を掲示することを期待したい。			
Ⅱ-2-(1)-②	総合的な人事管理が行われている。	保 15	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市の定めた「人事考課マニュアル」があり、人事考課の研修も受けている。「級別能力基準表」があり、職員を目指す方向を示している。「目標管理・人事考課シート」を運用して業績考課、態度考課、能力考課等を上期、下期で評価している。園長は、全職員へ更なる理解を深める工夫に努めており、総合的な人事管理が行われていると理解した。			

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。			
II-2-(2)-①	職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保 16	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長は、「働きやすい職場」とは「何でも言える職場」であると受け止めている。職員からの問題提起は主任が受け、園長と一緒に解決する仕組み作りをしている。「チーム南」を標榜するに欠かせないことだと認識して取り組んでいる。有給休暇の申請、夏季休暇の取得には職員希望に配慮し、ストレスチェックも実施している。時間外勤務の申請は、当日の朝に受け付けて適切か否か吟味をしている。			
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。			
II-2-(3)-①	職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保 17	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
正規職員に関しては、「保15」で述べた「人事考課マニュアル」の運用により職員の育成につなげている。パート職員(臨時保育士)は、「楽しんで仕事をし、充実した1年にしよう!」の表題のシートに書いた、やりたいこと、進め方や方法、得意なこと、苦手なこと等の自己申告を基に指導をしている。			
II-2-(3)-②	職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保 18	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員の教育・研修は、市・人事室に委ねており、新任研修は年3回(4月、10月、2月)行っている。何れも3日間の研修であり、「研修報告書」として冊子が出来上がる。市の研修とは別に、新任職員研修は毎月1回行っている。中堅職員、上級職員研修は自主参加(日曜日午前中)となるが、年に3回の研修が計画されている。			
II-2-(3)-③	職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保 19	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「保19」で述べた通り、保育士であると同時に市職員としての研修の機会は確保されている。さらに、保育士としての専門性を高めることを目的に、市主催の研修以外にも研修の機会を設けることが出来ないか検討願いたい。			
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。			
II-2-(4)-①	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保 20	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
愛知県保育実習連絡協議会の編纂した「愛知県保育実習要項」に基づいて実習生を受入れている。園長、主任は同協議会の開催する研修会に参加している。今年度は大学生2名(大学は別)が2週間実習をした。インターシップも受け入れており、実習結果は市へ報告書を上げている。			

II-3 運営の透明性の確保

			第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
II-3-(1)-①	運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保 21	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
「瀬戸市立南保育園」と題したA4サイズ両面印刷物に、保育理念、年間行事、保育時間、入所園児数、命の学習会、粘土教室、食育、園庭開放、空き部屋開放等の情報を記載し、回覧板で地域に周知している。「園便り4月号」は、小・中学校、高校へ事業の報告として公開している。今年度の第三者評価の初受審が、更なる情報公開の一助となることを期待したい。また、保育園を選択している保護者や今後の入園希望者等に向けたホームページの開設を期待したい。			

II-3-(1)-②	公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保 22	a ・ ㉞ ・ c
評価機関のコメント			
毎年4月に保育園向けに予算が付く。使途は給食費、事務費、保育教材である。共通物品購入の際は主任が起案⇒園長が承認⇒市・保育課へ申請・承認の手続きを踏んでいる。共通物品発注先業者は、市が指定している業者に限ってる。発注の際は用途も書き添えて申請時の齟齬が無いようにしている。1万を超える備品や修繕は、別途市保育課へ申請手続きをする仕組みになっている。公立園であることから、外部監査の実施はない。			

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
II-4-(1)-①	子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保 23	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
園長は保育理念の中に「地域に開かれた保育所を目指す」を掲げ、その具現化に熱心に取り組んでいる。地域の敬老会に年長児が参加、福祉施設の愛厚ホーム七夕交流、隣接している児童発達支援センター(のぞみ学園)とのクラス交流・プール交流・行事交流・給食交流、複数大学からの実習生受入れ、複数校から職場体験学生受け入れ、複数の地域ボランティアの受け入れ等、枚挙に暇がない。地域関係者も熱心で、小学校長は行事の度に園に来訪する。			
II-4-(1)-②	ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保 24	a ・ ㉠ ・ c
評価機関のコメント			
ボランティア受け入れガイド、手順書、マニュアルの類は確認出来なかった。しかし、実際は以下の様な多くのボランティアが来訪している。粘土教室は1名3日間、絵本の読み聞かせは3名が6回、地元窯業高校生によるミニコンサート2回、保護者会による人形劇1回等である。ボランティア受け入れ実績を基に、受け入れ⇒結果(効果)までの手順を明文化し、標準的なボランティア受入れ体制を確立することを期待したい。			
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
II-4-(2)-①	保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保 25	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
主な関係機関としては家庭児童相談所、嘱託医、児童発達支援センター(のぞみ学園)、小学校が挙げられる。特に内科医は健康管理については丁寧に相談に応じてくれる。歯科医も同様で、「保健日より」に「歯磨きの仕方」を寄稿してくれる。のぞみ学園とは、隣接することも幸いして相互に連携が取れている。地域のネットワーク作りを目指しており、自治会や小・中・高校との定期的な連絡会の開設を視野に入れている。			
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
II-4-(3)-①	保育所が有する機能を地域に還元している。	保 26	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
空き部屋、園庭は年間を通して開放している。空き部屋(月～金9時～11時15分)は、畳敷きで幼児玩具等が整然と置かれている。利用者は少なくとも1週間に3組ある。園庭は広く2500㎡ほどあり、月～土曜日の9時～16時まで開放し、利用者にはバッチを着用してもらっている。2年前より保育アドバイザーが常駐しており、在園保護者、未就園児保護者の子育て相談に応じている。			
II-4-(3)-②	地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保 27	㉠ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「保26」で述べた空き部屋開放、園庭開放以外に、一時保育も行っている。育児相談、運動会、移動動物園等の行事案内は、自治会の回覧板を利用して毎月地域へ案内している。市の広報紙(4月、5月号)には、空き部屋開放、園庭開放の利用時間帯、場所などを掲載して広く市民に案内している。市のホームページ(子育て支援のページ)にも同様な案内を掲載している。市・社会福祉協議会も、施設開放の案内に協力している。			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果	
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。			
Ⅲ-1-(1)-①	子どもを尊重し保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保 28	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
理念・保育目標が保育実践とどう結びついているのか、職員全員が周知し共通理解をしているのか、模索中である。今後は園内研修を行い、保育のエピソード記録から「一人一人を大切にすること」等を話し合う機会をもちたいと考えている。理念・保育目標について職員が共通理解した上で保育が行われることを期待する。			
Ⅲ-1-(1)-②	子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保 29	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
個人情報保護については、職員会議で話し合う機会をもっている。また、新人職員には「服務規程」が配布され、個人情報等について学ぶ機会がある。子どもの権利擁護を確かなものとするためには、保護者と職員との共通理解も必要となる。今後は、保護者に「個人情報保護規程」等の配布や、職員への園内研修等で知識を深めることを検討されたい。			
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。			
Ⅲ-1-(2)-①	利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	保 30	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保育園のホームページはないが、限られた情報の発信手段を最大限に活かす工夫をしている。限られた地域の一部ではあるが、回覧板等での情報提供があり、来園者に対しては、行事案内や園庭開放・空き部屋開放等の情報提供をしている。市のこども未来課・子育て支援センターにても情報提供をしている。今後、しおりやパンフレットは写真を取り入れ、分かりやすいように改善したいと考えている。			
Ⅲ-1-(2)-②	保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保 31	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
入園式の際に、「入園のしおり」及び「重要事項説明書」に沿って、園長より保育の詳細を説明している。その際、保護者の同意を書面にて得ていない。「質問がない場合は内容に同意頂いたとする」との判断であるが、“サイレント・マジェスティー”(沈黙の真実＝真実は誰も語らない)という言葉もある。今後は、書面での同意を得るように検討されたい。			
Ⅲ-1-(2)-③	保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保 32	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市内の転園についてはルール化されており、継続的な保育が行われている。保育が終了した際には、口頭で「園が今後も相談窓口」であることは伝えている。今後は保育アドバイザーやひよこの部屋も利用できること等、具体的な内容を文書化した配布資料の作成を望みたい。			
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。			
Ⅲ-1-(3)-①	利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保 33	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
行事毎と年3回の保育参観後にアンケートをとっている。保護者からの要望に対しては、全体のアンケートのまとめとして、保護者にフィードバックしている。今後は回収率の向上と分析方法の検討をし、利用者満足につなげることを期待したい。			

Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
Ⅲ-1-(4)-①	苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保 34	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
市の「苦情解決マニュアル」はあるが、今後は園独自の「苦情解決マニュアル」を検討されたい。また、記録様式についても、誰が記入しても分かり易い、改善点が明確になる様式を検討されたい。			
Ⅲ-1-(4)-②	保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保 35	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
今年度より、子育てアドバイザーが園に常駐していること、また相談室が整備されたことにより、利用者が増えている。今後は園以外にも相談窓口があることとともに、その連絡先等も明記されたい。			
Ⅲ-1-(4)-③	保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保 36	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者からの相談は、必ず園長・主任に報告し、個別の保育の記録に記載することになっている。未就園の会が月に一度行われている。その中で相談内容を未就園交流会の日記に記録している。1歳半健診に主任が出向き、保健師との連携をとっている。6項目に分かれた(生活習慣・医学的・情緒等)相談内容の集計結果を毎月、市に報告し、保健師が子育て相談の参考にしてしている。			
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
Ⅲ-1-(5)-①	安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保 37	㉔ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市全体で、リスクマネジメント体制の構築に取り組んでいる。市の「事故検証委員会」による保育園訪問があり、保育実践の中に潜んでいる危険について話し合いが行われている。「自己検証委員会」は年3回実施され、メンバーは大学教授・弁護士等で編成されている。委員会の検証結果は、各保育園に報告されて保育の実践に活かされている。			
Ⅲ-1-(5)-②	感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保 38	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
「感染症対応マニュアル」は、県のマニュアルを使用している。園独自の具体的なマニュアル作成を検討されたい。看護師が「保健だより」を毎月発行し、保護者へ季節の流行疾病等について知らせている。また、看護師が手洗いの方法や歯ブラシの正しい使い方、眼の疾病予防等を子ども達に指導している。			
Ⅲ-1-(5)-③	災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	保 39	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
地盤調査・耐震診断を受けている。災害時用に3日間の食糧等の備蓄をしている。市街地から離れた立地なので、孤立した場合は小学校・高校と連携をとる仕組みづくりをしている。災害が起きた時に、園に徒歩で来られる職員など、口頭ではと決められている。今後は、災害時にいち早く保育園の機能を回復する仕組みづくり(BCP=災害時事業継続計画)を文書化することを期待する。			

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

			第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
Ⅲ-2-(1)-①	保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保 40	a ・ ㉔ ・ c
評価機関のコメント			
標準的な実施方法が文書化されている。文書化されているが、職員が周知し保育実践の中で活用されているか、確認する仕組みが不十分である。今後は保育実践の中で活用と実施方法によって、画一的な保育実践になっていないかをチェックする仕組みづくりを構築することを期待したい。			

	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保 41	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>保育実践について、話し合いをする機会を定期的に行っているが、標準的な実施方法を見直しする機会とはなっていない。今後は、園独自で見直しを定期的に行うことを望みたい。</p>			
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な福祉サービス実施計画を適切に策定している。	保 42	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
<p>統一された様式でアセスメントが行われている。アセスメントで得た情報は、保育の個別指導計画に取り入れられている。アセスメントから特別な支援の必要な家庭が浮き彫りになった場合には、保護者に文書や手紙を配布するだけでなく、直接話をして理解を得るようにしている。</p>			
	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に福祉サービス実施計画の評価・見直しを行っている。	保 43	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>指導計画の見直しの際、保護者の意向を保育に取り入れる等、その都度話し合いを行っている。定期的な話し合いの結果を指導計画の立案につなげているが、今後は評価を丁寧に、且つ具体的に行うことで次の保育につながることを期待したい。</p>			
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。			
	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保 44	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>0・1・2歳児は個別の指導計画が立案されているが、3歳児以上は個別指導計画が立案されていない。保育についての話し合いは、乳児会議・幼児会議に分かれて行われており、全体の会議は年に2回ほどである。職員が共通理解する方法として、朝、ミーティングノートを通して行っている。ミーティングノートにサイン又は捺印があると、より周知徹底が図られる。また、他にも周知の方法を工夫することを期待したい。</p>			
	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保 45	a ・ ㉑ ・ c
評価機関のコメント			
<p>屋外に監視カメラが設置されている。子どもに関する記録等は施錠できる書庫に保管されている。今後は、個人情報の取り扱いに関し、保護者への説明方法等を工夫されたい。また、職員へも園内研修等で「個人情報保護規程」の周知を工夫されたい。</p>			

A-1 保育内容

		第三者評価結果	
A-1-(1) 保育課程の編成			
A① A-1-(1)-①	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。	保 46	a ・ ① ・ c
評価機関のコメント			
保育の全体的な計画は、保育園の理念や保育方針に基づき編成されているが、職員間の話し合いが十分できていない。年に1度話し合っているが、今後は、計画的に話し合いをもちたいと考えている。職員間での話し合いで、理念や保育方針が周知され、保育実践に活かされていくことを期待する。			
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開 養護と教育			
A② A-1-(2)-①	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保 47	② ・ b ・ c
評価機関のコメント			
室内には温度計・湿度計が設置され、子どもたちが過ごしやすい場が提供されている。全室南向きの保育室になっており、保育室前のテラスは夏の間、水遊びのスペースとして活用されている。乳児室はクッションが敷いてあり、子どもがほっとできるスペースとなっている。幼児室は、絵本コーナーが子ども達のくつろぎの場所となっている。			
A③ A-1-(2)-②	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保 48	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
「命の学習」を8年間継続的に実施していることで、自己肯定感を育む保育実践を行っている。一人ひとりの子どもにどのように言葉をかけ、対応していくかを園内研究で考えていけるようにしたいと考えている。今後の園内研究で、具体的な子どもへの関わりについて、職員間で学び合い実践されることを期待したい。			
A④ A-1-(2)-③	子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保 49	a ・ ④ ・ c
評価機関のコメント			
食器の片付け方、手洗い、洋服のたたみ方等を職員で話し合い、子どもたちに身につくようにしている。今後は、手洗いの方法、片付け方、玩具の片付け場所等を、子どもが視覚的に分かるように工夫されたい。また、一人ひとりの子どもにあった援助の仕方を職員間で共通理解し、子どもが主体的に身につけることを期待したい。			
A⑤ A-1-(2)-④	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保 50	⑤ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
豊かな自然と広い園庭で、伸び伸びと遊ぶことが出来る環境がある。地域の陶芸作家や大学生との交流があり、地域の産業である陶芸に触れる機会もある。地域の老人ホームとの交流や交通指導員の交通指導を受け、社会ルールを学ぶ機会を得ている。			
養護と教育			
A⑥ A-1-(2)-⑤	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 51	⑥ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
子どもの発達に応じ、職員が手作り玩具を準備している。自分の好きな玩具を選び、いつでも遊べるように環境を整えている。また、中庭では自然に十分触れることができ、そこで探索活動が楽しめる環境がある。衛生面では、週に1回玩具の消毒を行って感染症予防に努めている。保護者とのコミュニケーションについて、今年度より直接会って話をするこゝとしたため、連絡ノートには必要事項のみ記入することとした。全体の一日の遊びを、ホワイトボードで知らせている。			
A⑦ A-1-(2)-⑥	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 52	a ・ ⑦ ・ c
評価機関のコメント			
乳児専用の園庭があり、安全で自由に遊ぶことが出来る環境が整っている。また、自然にも触れることができ、テラスには小動物等の生き物が飼育され、いつでも見ることが出来る。1歳児については、狭い保育室を区切って生活しているので、子どもの動線を考えて自由に動けるように検討・工夫されたい。			

A⑧ A-1-(2)-⑦	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 53	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
職員は、子どもが主体的に活動できる環境はまだ不十分なところがあると感じているが、「命の学習」を中心に自己肯定感を育む保育が実践されており、子どもの主体性は育っている。園庭にはウサギ小屋があり、子どもたちが世話をしている。年長児は、自分たちの作った運動会等のポスターを地域や学校に持っていき、保育園での取り組みを理解してもらおう機会としている。			
障害のある子どもの保育			
A⑨ A-1-(2)-⑧	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 54	a ・ ② ・ c
評価機関のコメント			
障害のある子どもについては、個別支援計画を作成して支援している。障害のある子どもや特別な配慮を必要とする子どもの保護者とも、定期的に話し合いをもつようにしている。専門職の巡回指導が年2回あり、園内で報告会が行われている。職員が障害児に関する研修を受けることはあるが、十分とは言えない。今後は園内で報告会等を行い、障害の知識や理解を深めることを望みたい。			
長時間にわたる時間			
A⑩ A-1-(2)-⑨	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保 55	a ・ ③ ・ c
評価機関のコメント			
長時間保育は、遅番の職員が各学年ごとに必ず一人、保育に携わっており、屋間の子ども様子を把握している。遅番の職員から、延長保育担当職員に引継ぎを行っている。今後は、長時間保育のデイリープログラム等、計画性をもった保育内容を検討されたい。			
小学校との連携			
A⑪ A-1-(2)-⑩	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保 56	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
市主催のインターン研修として、園の職員と小学校の教師が2年間グループワークを行っている。また、「命の学習」が継続的に実施されており、小学校との連携が図られている。さらに年度末には、保育園・小学校・中学校がそれぞれの取り組みを発表し、子どもの成長を確認しあう機会がある。			
A-1-(3) 健康管理			
A⑫ A-1-(3)-①	子どもの健康管理を適切に行っている。	保 57	a ・ ④ ・ c
評価機関のコメント			
保健計画を月の指導計画に取り入れている。また、保護者へは看護師が作成する「保健だより」にて、季節の健康管理等の啓蒙を行っている。子どもたちには、手洗いや歯磨き指導等を行っている。乳児・3歳児の昼寝の際には、呼吸確認をチェック票を使って確認している。今後は、保護者へのSIDS(乳幼児突然死症候群)の情報提供を期待する。			
A⑬ A-1-(3)-②	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保 58	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
決められた様式に、健康診断・歯科健診の結果を記入している。当日欠席した子どもについては、後日、保護者の責任の下で受診する旨の案内をしている。結果を園に知らせてもらい、園で実施した場合と同様に記入している。職員は、子どもの健康について理解し、保育の中で必要な援助を行っている。			
A⑭ A-1-(3)-③	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保 59	① ・ b ・ c
評価機関のコメント			
「アレルギー児対応マニュアル」があり、決められた様式に必要な事項を記入して対応している。保護者との打ち合わせを行った時には、毎朝のミーティング等で職員に確認を行っている。アレルギー児は一人ひとりのトレイに食事を乗せ、他の子どもとの間違いを防いでいる。お代わりにしてもアレルギー児専用のものを用意し、調理室からの受取りもチェック票にて確認を行っている。食事の間は職員が隣に座り、体調の変化に注意している。			

A-1-(4) 食育、食の安全			
A ¹⁵ A-1-(4)-①	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保 60	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
年間の食育計画に沿って、子どもたちが食への興味や関心が高まるようにしている。園内の畑での野菜栽培や発泡スチロールの箱を使ったお米作り等を通して、「命の学習」にも通じる実践を行っている。調理員から、子どもたちの前で野菜を切ってホットプレートで焼く等、五感からも野菜への興味を高めるようにしている。			
A ¹⁶ A-1-(4)-②	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保 61	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
調理室での給食作りは、「衛生管理マニュアル」に沿って業務が行われている。季節の食材を取り入れたり、瀬戸焼きそば等地域の特色あるメニューを取り入れている。栄養士が毎月発行している献立表の裏面には、季節の食材の効用等が記載され、保護者への食育の啓蒙の一環となっている。			
A-2 子育て支援			
			第三者評価結果
A-2-(1) 家庭との緊密な連携			
A ¹⁷ A-2-(1)-①	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保 62	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
保護者との定期的な懇談会の内容を、必要に応じて保育の記録に記入している。また、「クラスだより」を発行して保育の意図を伝え、保護者の理解を得るための努力をしている。行事の際には、保護者に対して園長が、理念や保育目標を話している。			
A-2-(2) 保護者等の支援			
A ¹⁸ A-2-(2)-①	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保 63	㉑ ・ b ・ c
評価機関のコメント			
朝の受け入れ時に、職員から積極的に声をかけてコミュニケーションをとっている。日々の保護者とのやりとりから、必要に応じて園長・主任に報告し、朝ミーティングでも職員全員に周知するようにしている。保護者からの相談は、園長・主任に報告して必要に応じて面談を行っている。相談内容は保育の記録に記入し、連絡事項については朝ミーティングノートに記録している。			
A ¹⁹ A-2-(2)-②	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保 64	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
県の作成した「虐待対応マニュアル」がある。園独自のマニュアル作成と手順書を作成することを期待したい。職員は、子どもの様子で気になることがあれば、園長・主任に相談することになっている。しかし、この内容が記録されていないので、必要に応じて記録に残されたい。また、虐待についての研修を園内で行う機会を工夫し、職員の意識を高めることを期待する。			
A-3 保育の質の向上			
			第三者評価結果
A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)			
A ²⁰ A-3-(1)-①	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保 65	a ・ ㉒ ・ c
評価機関のコメント			
保育の振り返りを週案の中で行っているが、今後は自己評価をしやすいチェック票等を検討されたい。また、自己チェック票から園全体が向上できる仕組みづくりも検討されたい。			